

平成29年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

平成30年5月23日
公正取引委員会

はじめに

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしている。また、IT・デジタル関連分野、農業分野、公益事業の自由化分野における参入制限など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に取り組んでいる。

平成29年度における独占禁止法違反事件の処理状況は、次のとおりである。

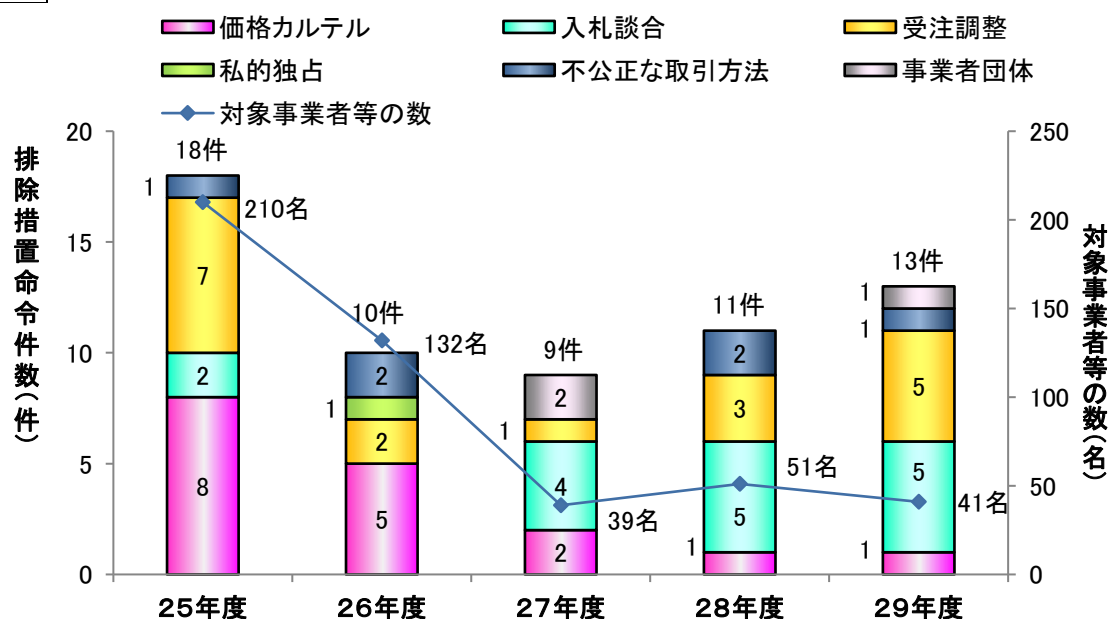
第1 審査事件の概況

1 法的措置等の状況

(1) 排除措置命令等の状況

平成29年度においては、独占禁止法違反行為について、延べ41名の事業者等に対して、13件の排除措置命令を行った。排除措置命令13件の内訳は、価格カルテル1件、入札談合5件、受注調整5件、不公正な取引方法1件、事業者団体による事業者の数の制限1件となっている。価格カルテル1件、入札談合・受注調整10件の市場規模は、総額558億円超である。

図1 排除措置命令件数等の推移



第1から第4までにに関する問い合わせ

公正取引委員会事務総局審査局管理企画課

電話 03-3581-3381 (直通)

第5及び第6に関する問い合わせ

公正取引委員会事務総局官房総務課審決訟務室

電話 03-3581-5478 (直通)

ホームページ

<http://www.jftc.go.jp/>

また、平成29年度においては、違反行為を認定したが、排除措置命令を行うことができる期間を経過していた（注1）事件について、独占禁止法の運用の透明性を確保し、他の事業者における未然防止を図るなどの観点から、事案の概要を公表した。

（注1） 独占禁止法では、違反行為がなくなった日から5年を経過したときは、公正取引委員会は排除措置命令等を行うことができないと定められている（除斥期間）。

（2） 警告等の状況

平成29年度においては、各事案の内容を踏まえて、迅速な処理を行うことにより、競争秩序の早期回復を図り、また、注意等の事案についても、事案の概要を公表することにより、独占禁止法や競争政策上の問題点を広く周知するなどの処理を行った。

ア 違反の疑いのある行為が認められた3件について、関係事業者に対し、事前説明を行った上で警告・公表を行った。

イ 違反行為の存在を疑うに足る証拠は得られなかったが、違反につながるおそれのある行為がみられたものであって、競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり、かつ、関係事業者から公表する旨の了解を得た1件について、注意・公表を行った。

ウ 事業者から自発的な改善措置の報告を受けた2件について、法運用の透明性や事業者の予見可能性を高める観点から、事案の概要を公表した。

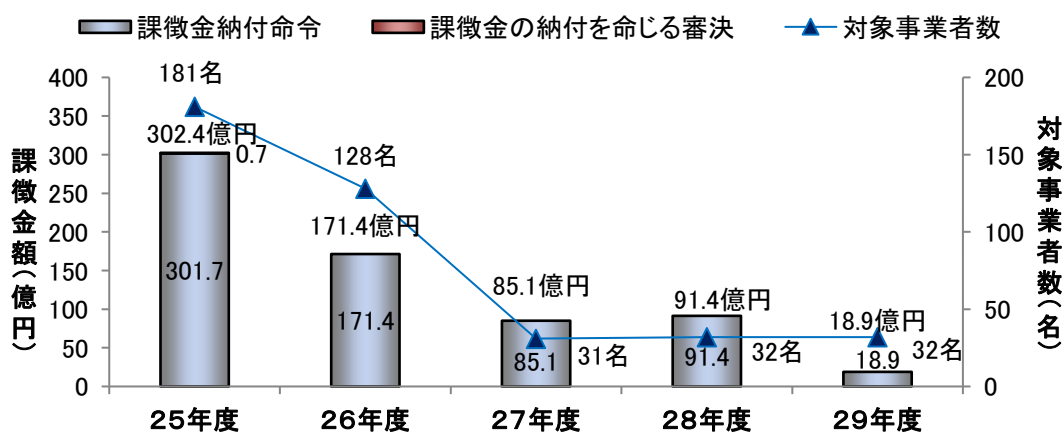
（3） 課徴金納付命令の状況

平成29年度においては、延べ32名の事業者に対して、総額18億9210万円の課徴金納付命令を行った。

一事業者当たりの課徴金額の平均は5912万円（注2）であった。

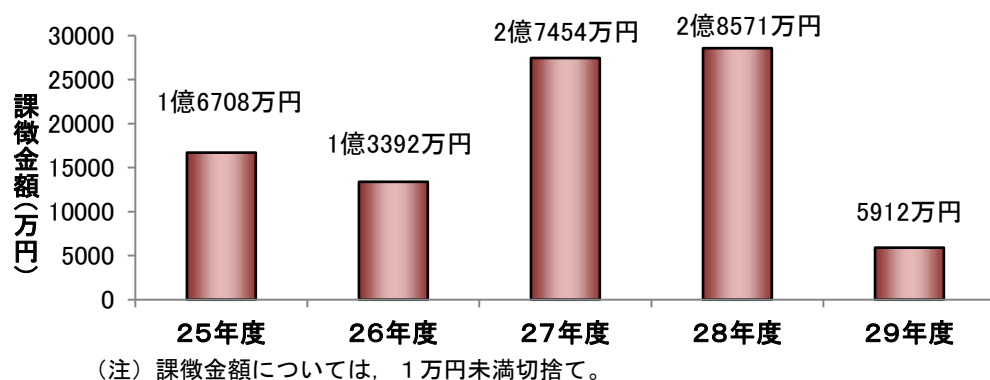
（注2） 一事業者当たりの課徴金額の平均については、1万円未満切捨て。

図2 課徴金額等の推移



（注） 課徴金額については、千万円未満切捨て。

図3 一事業者当たりの課徴金額（平均）の推移



2 刑事告発の状況

公正取引委員会は、平成2年6月に「独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針」(注3)を公表し、価格カルテル・入札談合その他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案や違反行為を繰り返す等の公正取引委員会の行政処分では独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案について、積極的に刑事処分を求めて告発を行うこととしている。

平成29年度においては、東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る建設工事の受注調整事件について、平成30年3月23日、競争見積参加業者4社及び当該4社のうち2社で東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る建設工事の受注等に関する業務に従事していた従業者2名を、検事総長に告発した。当該事件は、①4社が、我が国を代表する総合建設業者であり、②本件対象工事の規模が大きく、③4社が過去にも独占禁止法違反に係る刑事罰・行政処分を受けており、④本件対象工事は、全国新幹線鉄道整備法に基づく中央新幹線の建設工事であり、かつ、財政投融资資金による貸付の対象とされているものであった。

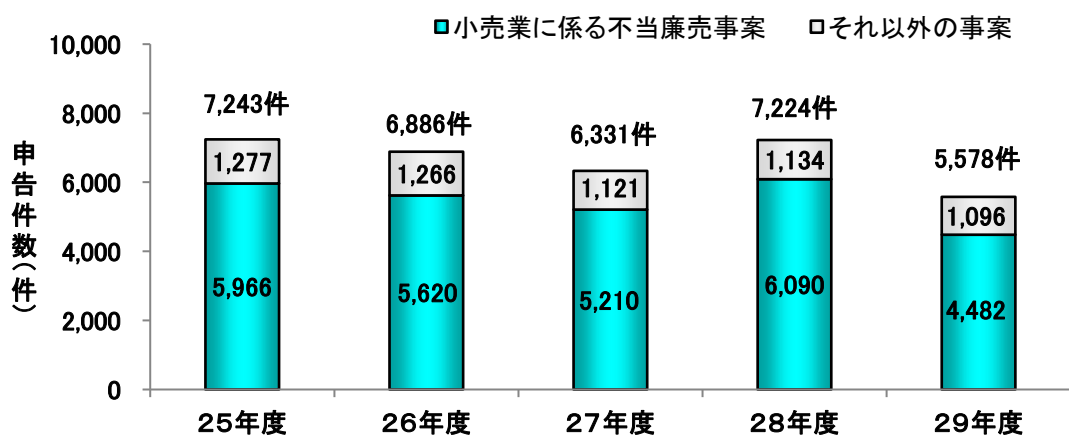
(注3) 同方針(平成17年及び平成21年に一部改定)については、以下のリンク先を参照。
http://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.files/kokuhatsuhoushin.pdf

3 申告の状況

平成29年度において、独占禁止法の規定に違反すると考えられる事実について公正取引委員会に寄せられた報告(申告)の件数は、5,578件であった。

申告が書面で具体的な事実を摘示して行われるなど一定の要件を満たした場合には、申告者に対して措置結果等を通知することとされているところ、平成29年度においては、5,902件の通知を行った。

図4 申告件数の推移



4 課徴金減免制度

課徴金減免制度に基づき、事業者により自らの違反行為に係る事実の報告等が行われた件数は、平成29年度において、103件であった（平成18年1月の制度導入時から平成29年度末までの累計は1,165件）。

また、平成29年度においては、価格カルテル・入札談合・受注調整事件11件における延べ35名の課徴金減免制度の適用事業者について、これらの事業者の名称、減免の状況等を公表した（注4）。

（注4） 公正取引委員会は、法運用の透明性等の観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイトにて、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免の申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

なお、公表された事業者数には、課徴金減免申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含めている。

ウェブサイト <http://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>

表1 課徴金減免申請件数の推移

								(単位：件)
年度	23	24	25	26	27	28	29	累計 (注5)
申請 件数	143	102	50	61	102	124	103	1,165

（注5） 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から平成30年3月末までの件数の累計。

表2 課徴金減免制度の適用状況

								(単位：件、延べ事業者数)
年度	23	24	25	26	27	28	29	累計 (注8)
課徴金減免制度の適用 が公表された法的措置 件数（注6）（注7）	9	19	12	4	7	9	11	129
課徴金減免制度の適用 が公表された事業者数 （注7）	27	41	33	10	19	28	35	327

（注6） 法的措置とは、排除措置命令及び課徴金納付命令であり、一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令がともに行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注7） 排除措置命令のみを行い課徴金納付命令は行わなかったものの、当委員会のウェブサイトにて課徴金減免申請を行った旨を公表することを申し出た事業者が存在する事件及び当該事業者を含む。

（注8） 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から平成30年3月末までの件数又は事業者数の累計。

第2 行為類型別の事件概要

1 価格カルテル・入札談合・受注調整

(1) 価格カルテル

平成29年度においては、ハードディスクドライブ用サスペンションの製造販売業者による価格カルテル事件について、1件の法的措置を採った。

ハードディスクドライブ製造販売業者向けサスペンション（ハードディスクドライブの部品である磁気ヘッドを支える精密板ばね）の製造販売業者5社が、我が国のハードディスクドライブ製造業者向けのサスペンションについて、それぞれの市場シェア及び利益を確保するため、相互に協調し、販売価格を維持する旨を合意していた。
（平成30年2月9日 排除措置命令及び課徴金納付命令）
（課徴金総額：10億7616万円）

(2) 入札談合・受注調整

ア 入札談合

平成29年度においては、地方公共団体等が発注する物品等の入札における入札談合事件について、5件の法的措置を採った。

個人防護具（防護服、手袋、ゴーグル、マスクその他着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）の販売業者3社が、東京都が平成26年度に一般競争入札により発注する個人防護具について、販売業者のうちの1社とそれ以外の2社が、それぞれ複数の入札参加業者を定め、いずれの側の入札参加業者がいくらで受注するか、また受注する側が他方の側から一部の製品を購入することを条件に受注予定者が受注予定価格で受注できるように協力する旨を合意していた。
個人防護具の販売業者3社が、東京都が平成27年度に一般競争入札により発注する個人防護具について、販売業者のうちの1社とそれ以外の2社が、それぞれ複数の入札参加業者を定め、いずれの側の入札参加業者がいくらで受注するか、また受注する側が他方の側から一部の製品を購入することを条件に受注予定者が受注予定価格で受注できるように協力する旨を合意していた。
（平成29年12月12日 排除措置命令（2件））

東京都が希望制指名競争入札の方法により発注する二層式低騒音舗装工事の工事業者8社が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
東京港埠頭株式会社が一般競争入札の方法により発注するコンテナ埠頭等の整備、改良又は補修工事の工事業者7社が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
成田国際空港株式会社が公募型競争の方法により発注する舗装工事の工事業者8社が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
（平成30年3月28日 排除措置命令（3件）及び課徴金納付命令）
（課徴金総額：7億7065万円）

イ 受注調整

平成29年度においては、民間の事業者が発注する物品等の調達における受注調整事件について、5件の法的措置を採った。

東日本旅客鉄道株式会社向け接客型制服の販売業者5社が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。

東日本旅客鉄道株式会社向け技術型制服及び検修型制服の販売業者3社が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。

東日本旅客鉄道株式会社向け盛夏シャツ・ズボンの販売業者3社が、同社に提示する見積価格について情報交換するなどして、発注単価（注）が既存の発注単価と同額又はそれ以上の額となるようにし、3社が継続して供給できるようにしていた。

西日本旅客鉄道株式会社向け制服の販売業者9社が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

（注）東日本旅客鉄道株式会社は、複数の者に受注させることとし、複数の販売業者から見積価格を提示させるなどして、盛夏シャツ・ズボンの発注単価を決定し、当該発注単価で応諾した者を受注者としていた。

（平成30年1月12日 排除措置命令（4件）及び課徴金納付命令）

（課徴金総額：4529万円）

東日本電信電話株式会社が一般競争入札を実施した14品目の作業服の入札参加業者ら4社が、受注予定者を決定し、目標価格を上回る価格で入札し、入札を不落にして東日本電信電話株式会社との協議に持ち込むことにより、受注予定者が受注できるようにして、既存の納入者が納入している品目を引き続き納入できるようにする旨を合意していた。

（平成30年2月20日 排除措置命令）

○ 公益財団法人日本ユニフォームセンターに対する申入れ（平成30年2月20日）

本件審査の過程において、東日本電信電話株式会社から調達に係る相談、生地検査等の業務を受託していた同法人の担当者が、入札参加予定者、入札の目標価格等の情報を教示し、独占禁止法違反行為を助長していたことから、今後、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

また、外国所在の金融機関による国際機関債の受注調整事件について、違反行為を認定したが、除斥期間を経過していたことから排除措置命令を行わなかったが、独占禁止法の運用の透明性を確保し、他の事業者における未然防止を図るなどの観点から、事案の概要を公表した。

外国に所在する金融機関2社が、我が国に所在する特定の金融機関が見積依頼を行った米国ドル建て国際機関債に係る取引について、英国ロンドンに所在するトレーダーの間で、情報ベンダーが提供するチャット機能を利用して顧客からの既発債の購入について情報交換を行い、2社のうち一方が、他方が顧客に提示したとするスプレッド（注）よりも大きいスプレッドを提示することにより、他方が当該取引を受注できるようにする旨を合意した。

（注）米国ドル建て国際機関債の利回りと、当該債券と償還期間が同程度の米国債の利回りとの差をいう。スプレッドが大きいほど当該債券の価格は低下する。

（平成30年3月29日 公表）

2 不公正な取引方法

(1) 取引条件の差別取扱い・差別対価

平成29年度においては、農業協同組合と組合員との取引における取引条件の差別取扱いについて、農業分野タスクフォースにより審査を行い、法的措置を採った。

大分県農業協同組合は、組合員から出荷されたこねぎを「味一ねぎ」の銘柄で共同販売しているところ、同農協以外にこねぎを出荷したことを理由に同農協の事業推進組織である大分味一ねぎ生産部会を除名された組合員5名に対して、「味一ねぎ」に係る販売事業等を利用させない行為を行っている。
(平成30年2月23日 排除措置命令)

また、一般電気事業者であった小売電気事業者による戻り需要家に対する差別対価について、公益事業タスクフォースにより審査を行い、警告を行った。

北海道電力株式会社が、新規の需要家に対しては、電気の利用形態に合わせて電気料金が最も安くなることが見込まれる料金メニューを適用する一方で、戻り需要家(同社と契約を締結していた需要家で、同社以外の新電力との契約に切り替えた後、再び同社に契約を求める者)には、1年間は標準的な料金メニューのみを適用しており、独占禁止法違反のおそれがあった。
(注) 一般電気事業者とは、電力自由化以前から一般の需要に応じて電気を供給してきた大手電力会社のことをいう。
(平成29年6月30日 警告)

(2) 拘束条件付取引

平成29年度においては、アマゾンジャパン合同会社による電子商店街の出品者との取引において、その事業活動を制限している疑いについて、ITタスクフォースにより審査を行った。本件については、審査の過程において、同社から違反被疑行為について自発的な措置を講じるとの申出がなされたところ、上記の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了し、事案の概要を公表した。

アマゾンジャパン合同会社が、Amazonマーケットプレイスの出品者との間の出品関連契約において価格等の同等性条件(注1)及び品揃えの同等性条件(注2)を定めることにより、出品者の事業活動を制限している疑いがあった。
(注1) 出品者がAmazonマーケットプレイスに出品する商品の販売価格及び販売条件について、購入者にとって、他の販売経路のものと比べて有利か又は同等のものとする条件。
(注2) 色やサイズ等のバリエーションについて、出品者が他の販売経路で販売している全てのバリエーションを、Amazonマーケットプレイスにも出品する条件。
(平成29年6月1日 公表)

◎ アマゾン・サービシズ・インターナショナル・インクによる電子書籍に関する自発的な措置の報告(平成29年8月15日 公表)

アマゾン・サービシズ・インターナショナル・インクから、Amazon.co.jpウェブサイト上で配信される電子書籍に関する出版社等との間の契約において、出版社等の一般消費者等に対する小売価格を他の電子書籍配信プラットフォームにおける小売価格と同等とすることなどの条件の撤廃等を内容とする自発的な措置の報告を受け、競争への影響に係る懸念を解消するものと認め、その旨公表した。

3 中小事業者等に不当に不利益をもたらす不公正な取引方法

(1) 優越的地位の濫用

平成29年度においては、農業協同組合による組合員に対する優越的地位の濫用事件について、農業分野タスクフォースにより審査を行い、注意・公表した。

阿寒農業協同組合は、組合員に対し、取引上優越した地位にあると認められる可能性があるところ、同農協は、組合員が出荷する農畜産物の出荷量等に応じた賦課金を徴収すること及び組合員が同農協へ出荷を行う場合に徴収する販売手数料から賦課金に相当する額を減額することにより、生乳の取引について、同農協以外へ出荷を開始した組合員1名に対し、金銭的不利益を課しており、独占禁止法違反につながるおそれがあった。

(平成29年10月6日 注意)

このほか、優越的地位の濫用行為については、「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。平成29年度においては、同タスクフォースにより調査を行い、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして48件の注意を行った。

(2) 不当廉売

平成29年度においては、食品スーパーを営む小売業者による野菜の不当廉売事件について、2件の警告を行った。

食品スーパーを営む小売業者2社は、愛知県犬山市に所在する店舗において、野菜の主力商品であり、消費者の購買頻度が高いキャベツ等を1円で販売し、当該店舗の周辺地域に所在する野菜等の販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた独占禁止法違反のおそれがあった。

(平成29年9月21日 警告(2件))

このほか、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売の申告に対し迅速処理(注9)を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして457件の注意を行った(表3)。

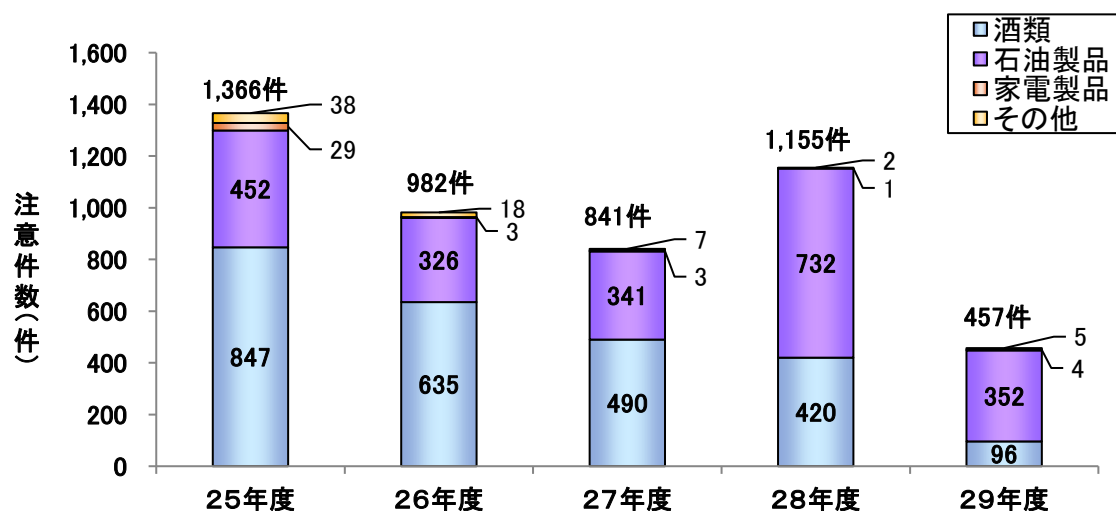
(注9) 原則として、申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する(原則2か月以内)という方針に基づいて行う処理をいう。

表3 平成29年度の不当廉売事案の注意件数(迅速処理によるもの)

(単位: 件)

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
注意件数	96	352	4	5	457

図5 不当廉売事案の注意件数の推移



(注) 注意件数は、下から①酒類、②石油製品、③家電製品、④その他の順に記載。

4 事業者団体による事件

平成29年度においては、公益社団法人神奈川県LPGガス協会による一定の事業分野における事業者の数の制限事件について、1件の法的措置を採った。

LPGガス損害賠償責任保険の契約を締結していなければ、LPGガス販売事業を行うのに必要な経済産業大臣又は神奈川県知事の登録を受けることができず、また、神奈川県内の区域内にのみ販売所を設置してLPGガス販売事業を行おうとする者にとっては、協会団体保険（公益社団法人神奈川県LPGガス協会の会員等しか加入できないLPGガス損害賠償責任保険）に加入せずにLPGガス損害賠償責任保険の契約を締結することが一般的に困難な状況にあるところ、公益社団法人神奈川県LPGガス協会は、切替営業（注）を行う神奈川県内の区域内にのみ販売所を設置するLPGガス販売事業者の入会申込みについて否決し、もって当該LPGガス販売事業者によるLPGガス損害賠償責任保険の契約の締結を困難にさせ、神奈川県内のLPGガス販売事業分野における事業者の数を制限している。

（注）他のLPGガス販売事業者からLPGガスの供給を受けている一般消費者等に対する、供給元を自社に切り替えることを目的とした勧誘等の営業活動。

（平成30年3月9日 排除措置命令）

○ 経済産業省に対する要請（平成30年3月9日）

本件審査の過程において、LPGガス販売事業を行おうとする者にとって、LPGガス損害賠償責任保険の契約を締結することが一般的に困難な状況にある事実が認められたため、LPGガス損害賠償責任保険の契約が容易となるような環境整備を図るよう経済産業省に要請した。

第3 タスクフォースの取組状況等

公正取引委員会は、ITタスクフォース、農業分野タスクフォース、公益事業タスクフォース等を設置し、これらの分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、専門的な検討・分析、効率的な調査を実施することとしている（平成29年度における取組状況については、別添2を参照）。

また、公正取引委員会は、IT・デジタル関連分野、農業分野、電力・ガス分野における、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を広く受け付けるため、平成28年3月以降、順次専用の情報提供窓口を設置している。

平成29年度における当該情報提供窓口における情報受付件数は、IT・デジタル関連分野が104件、農業分野が30件、電力・ガス分野が30件となっている。

情報提供窓口の電話番号等は、以下のとおりである。

<電話番号>

IT・デジタル関連分野	03-3581-5492
農業分野	03-3581-3387（※）
電力・ガス分野	03-3581-1760

※ 農業分野については、上記のほか、各地方事務所・支所にも窓口を設置している。

<情報提供フォーム>

<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail2.cgi?d=nouden>

※ IT・デジタル関連分野、農業分野、電力・ガス分野とも共通のアドレス

第4 独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟（注10）

平成29年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟の件数(注11)は5件であったが、平成29年度中に新たに2件の排除措置命令等取消請求訴訟が東京地方裁判所に提起されたため（このうち1件については併せて執行停止の申立てがなされた。）、平成29年度に係属した排除措置命令等取消請求訴訟は7件となった。

平成29年度においては、これらのうち判決がなされたものはない（執行停止の申立て1件については、同年度中に東京地方裁判所において却下決定が出され、確定した。）（別表第9表参照）。

（注10） 審判制度の廃止に伴い、平成27年度以降、独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は、直接東京地方裁判所に提起する制度となっている。

（注11） 排除措置命令等取消請求訴訟の件数は、訴訟ごとに裁判所において付される事件番号の数である。

第5 審判及び審決等の概要

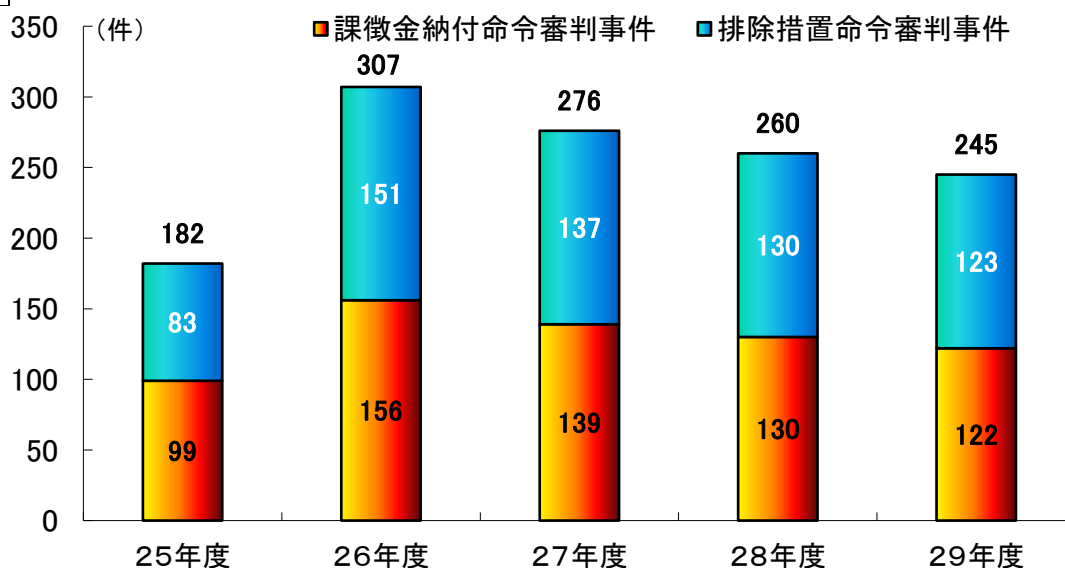
平成29年度中に係属していた審判事件数（注12）は245件（うち122件は課徴金納付命令に係るもの）である。平成29年度においては、66件の審決を行った。内訳は、排除措置命令に係る審判請求棄却審決33件及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決33件である。

このほか、1件について被審人から審判請求取下げが行われた。

この結果、平成30年3月末時点では178件の審判事件が係属中である。

（注12） 審判事件数は、行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

図6 審判係属事件数の推移



1 排除措置命令に係る審決

平成29年度においては、次の合計33件の排除措置命令に係る審判請求棄却審決を行った。

- ・ 山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の入札談合事件に係るもの22件
- ・ 山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事の入札談合事件に係るもの11件

2 課徴金納付命令に係る審決

平成29年度においては、次の合計33件の課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決を行った。

- ・ 山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の入札談合事件に係るもの23件
- ・ 山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事の入札談合事件に係るもの10件

第6 審決取消請求訴訟

平成29年度当初において係属中の審決取消請求訴訟の件数（注13）は6件であったが、平成29年度中に新たに9件の審決取消請求訴訟が提起されたため、平成29年度に係属した審決取消請求訴訟は15件となった（別表第12表参照）。

平成29年度においては、これらのうち、最高裁判所が、①上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了したものが2件（うち1件は、同年度中に東京高等裁判所が請求棄却判決をして、原告が上訴したもの）、②上告不受理決定をしたことにより終了したものが1件、③上告受理決定（併せて上告棄却決定）をした上で上告棄却判決をしたことにより終了したものが1件あった。この結果、平成30年3月末時点では11件の審決取消請求訴訟に係属中である。

なお、係属中の11件のうち、平成29年度中に東京高等裁判所が請求棄却判決をして、同年度末（平成30年3月末）時点で上訴期間中のものが1件あった（当該1件は平成30年4月に上訴された。）。

（注13） 審決取消請求訴訟の件数は、第一審裁判所において番号が付される事件の数である。

別 表

第 1 表 最近の審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

（単位：件、名又は円）

年 度			2 5	2 6	2 7	2 8	2 9
審査 件数	前年度からの繰越し		1 3	1 0	1 1	1 5	2 1
	年度内新規着手		1 3 7	1 1 8	1 2 7	1 3 4	1 2 2
	合 計		1 5 0	1 2 8	1 3 8	1 4 9	1 4 3
処 理 件 数	法的 措置	排除措置命令 対象事業者等数	1 8 2 1 0	1 0 1 3 2	9 3 9	1 1 5 1	1 3 4 1
		終 了（違反認定）	0	0	0	1	1
	その他	警 告	1	1	6	1 0	3
		注 意	1 1 4	1 0 2	1 0 6	8 4	8 8
		打切り	7	4	2	2 2	1 3
		小 計	1 2 2	1 0 7	1 1 4	1 1 7	1 0 5
		合 計	1 4 0	1 1 7	1 2 3	1 2 8	1 1 8
次年度への繰越し		1 0	1 1	1 5	2 1	2 5	
課 徴 金 納 付 命 令 等 （注 1）	納付命令	対象事業者数	1 7 6	1 2 8	3 1	3 2 （注 2）	3 2
	審決	対象事業者数	5	0	0	0	0
	合計	対象事業者数	1 8 1	1 2 8	3 1	3 2	3 2
		課徴金額 （うち平成 1 7 年改正前の独 占禁止法に基づく課徴金の 納付を命ずる審決に係る課 徴金額を除いた額）	302 億 4283 万 (301 億 7410 万)	171 億 4303 万 (171 億 4303 万)	85 億 1076 万 (85 億 1076 万)	91 億 4301 万 (91 億 4301 万) （注 2）	18 億 9210 万 (18 億 9210 万)
告 発 件 数			1	0	1	0	1

（注 1） 課徴金納付命令及び課徴金の納付を命ずる審決を示す。

（注 2） 罰金調整の結果、課徴金納付命令の対象となった事業者数及び課徴金額である。

第2表 平成29年度審査事件（行為類型別）一覧表（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）
（単位：件）

内容		処理別	法的措置	その他				合計
			排除措置命令	終了（違反認定）	警告	注意	打切り	
私 的 独 占			0	0	0	0	0	0
カルテル	価格カルテル（注1）		1	0	0	4	0	5
	入札談合		5	0	0	0	0	5
	受注調整		5	1	0	0	0	6
	小 計		11	1	0	4	0	16
不正な取引方法	再販売価格の拘束		0	0	0	4	0	4
	その他の拘束・排他条件付取引		0	0	0	2	0	2
	取引妨害		0	0	0	0	0	0
	優越的地位の濫用		0	0	0	49	0	49
	不当廉売		0	0	2	26	13	41
	共同の取引拒絶		0	0	0	0	0	0
	その他		1	0	1	0	0	2
	小 計		1	0	3	81	13	98
そ の 他（注2）			1	0	0	3	0	4
合 計			13	1	3	88	13	118

（注1） 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。
また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注2） 「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

第3表 排除措置命令（行為類型別）の件数の推移

（単位：件）

内容 \ 年度		2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	合計
私 的 独 占		0	1	0	0	0	1
カルテル	価格カルテル	8	5	2	1	1	17
	入札談合	2	0	4	5	5	16
	受注調整	7	2	1	3	5	18
	小 計	17	7	7	9	11	51
不正な取引方法	再販売価格の拘束	0	0	0	1	0	1
	その他の拘束・排他条件付取引	0	0	0	1	0	1
	取引妨害	0	1	0	0	0	1
	優越的地位の濫用	1	1	0	0	0	2
	その他	0	0	0	0	1	1
	小 計	1	2	0	2	1	6
その他（注2）		0	0	2	0	1	3
合 計		18	10	9	11	13	61

（注1） 複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注2） 「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

第4表 平成29年度排除措置命令一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条 (注)	命令年月日
1	29 (措) 8	東京都が発注する個人防護具の入札参加業者らに対する件	東京都発注(平成26年度)の個人防護具の入札参加業者らが、受注予定者、受注予定者の入札価格及び受注予定者が当該価格で受注できるようにする旨を合意していた。	3条後段	H29.12.12
2	29 (措) 9	東京都が発注する個人防護具の入札参加業者らに対する件	東京都発注(平成27年度)の個人防護具の入札参加業者らが、受注予定者、受注予定者の入札価格及び受注予定者が当該価格で受注できるようにする旨を合意していた。	3条後段	H29.12.12
3	30 (措) 1	東日本旅客鉄道株式会社が発注する接客型制服の販売業者に対する件	J R東日本向け接客型制服の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	3条後段	H30.1.12
4	30 (措) 2	東日本旅客鉄道株式会社が発注する技術型制服及び検修型制服の販売業者に対する件	J R東日本向け技術型制服及び検修型制服の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	3条後段	H30.1.12
5	30 (措) 3	東日本旅客鉄道株式会社が発注する盛夏シャツ・ズボンの販売業者に対する件	J R東日本向け盛夏シャツ・ズボンの販売業者が、発注単価を既存の発注単価と同額又はそれ以上の額となるようにし、継続して供給できるようにしていた。	3条後段	H30.1.12
6	30 (措) 4	西日本旅客鉄道株式会社が発注する制服の販売業者に対する件	J R西日本向け制服の販売業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	H30.1.12
7	30 (措) 5	ハードディスクドライブ用サスペンションの製造販売業者に対する件	我が国のHDD製造販売業者向けサスペンションの製造販売業者が、相互に協調し、販売価格を維持する旨を合意していた。	3条後段	H30.2.9
8	30 (措) 6	東日本電信電話株式会社が発注する作業服の入札参加業者らに対する件	N T T東日本等向け作業服の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、目標価格を上回る価格で入札し、受注予定者が受注できるようにして、既存の納入者が引き続き納入できるようにする旨を合意していた。	3条後段	H30.2.20
9	30 (措) 7	大分県農業協同組合に対する件	大分県農協は、こねぎの販売受託に関し、個人出荷を理由として味一ねぎ部会を除名された5名に対して、味一ねぎに係る販売事業及び集出荷施設に係る利用事業を利用させない行為を行っている。	19条(一般指定4項)	H30.2.23
10	30 (措) 8	公益社団法人神奈川県L Pガス協会に対する件	神奈川県L Pガス協会は、切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決し、もって当該入会希望者が協会団体保険に加入できなくなることにより、神奈川県内のL Pガス販売事業に係る事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限している。	8条3号	H30.3.9

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条 (注)	命令年月日
11	30 (措) 9	東京都が発注する二層式低騒音舗装工事の工事業者に対する件	東京都発注の二層式低騒音舗装工事の工事業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3 条後段	H30. 3. 28
12	30 (措) 10	東京港埠頭株式会社が発注する舗装工事の工事業者に対する件	東京港埠頭株式会社発注の舗装工事の工事業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3 条後段	H30. 3. 28
13	30 (措) 11	成田国際空港株式会社が発注する舗装工事の工事業者に対する件	成田国際空港株式会社発注の舗装工事の工事業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3 条後段	H30. 3. 28

(注) 一般指定とは、不公正な取引方法（昭和 5 7 年公正取引委員会告示第 1 5 号）を指す。

第5表 平成29年度刑事告発事例

件 名	内 容	関係法条	告発年月日
大成建設株式会社ほか 5名（4社、個人2名）	4社等は、平成26年4月下旬頃から平成27年8月下旬頃までの間、東海旅客鉄道株式会社が土木工事の請負業等を営む被告発会社4社を指名して競争見積の方法により順次発注する品川駅・名古屋駅間の中央新幹線に係る地下開削工法によるターミナル駅新設工事について、受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で見積りを行うことなどを合意した上、同合意に従って、上記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって被告発会社4社が共同して、上記工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、上記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 3条後段、89 条1項1号、 95条1項1 号、刑法60 条	H30.3.23

第6表 平成29年度警告事件の概要

一連 番号	件 名	内 容	関係法条 (注)	警告年月日
1	北海道電力株式会社に対する件	北海道電力株式会社が、新規の需要家に対しては、電気の利用形態に合わせて電気料金が最も安くなることが見込まれる料金メニューを適用する一方で、戻り需要家（同社と契約を締結していた需要家で、同社以外の新電力との契約に切り替えた後、再び同社に契約を求める者）には、1年間は標準的な料金メニューのみを適用しており、独占禁止法違反のおそれがあった。	19条（2条9項2号，一般指定3項）	H29.6.30
2	株式会社カネスエ商事に対する件	株式会社カネスエ商事は、愛知県犬山市に所在する「カネスエ五郎丸店」と称する食品スーパーにおいて、平成29年5月11日から同月18日までの間に、野菜の主力商品であり、消費者の購買頻度が高い、キャベツ、ほうれん草、もやし、大根、レタス及び小松菜の6品目の野菜をいずれも1円で販売し、また、きゅうりを3本3円で販売し、当該店舗の周辺地域に所在する野菜等の販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた独占禁止法違反のおそれがあった。	19条（2条9項3号）	H29.9.21
3	株式会社ワイストアに対する件	株式会社ワイストアは、愛知県犬山市に所在する「ワイストア犬山店」と称する食品スーパーにおいて、平成29年5月11日から同月18日までの間に、野菜の主力商品であり、消費者の購買頻度が高い、キャベツ、ほうれん草、もやし、きゅうり、大根及びレタスの6品目の野菜をいずれも1円で販売し、当該店舗の周辺地域に所在する野菜等の販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた独占禁止法違反のおそれがあった。	19条（2条9項3号）	H29.9.21

（注） 一般指定とは、不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す。

第7表 平成29年度に違反認定したものの排除措置命令を行わなかった事例

件 名	内 容	違反法条	公表年月日
米国ドル建て国際機関債の取引を行う事業者に対する件	外国に所在する金融機関2社が、我が国に所在する特定の金融機関が見積依頼を行った米国ドル建て国際機関債に係る取引について、英国ロンドンに所在するトレーダーの間で、情報ベンダーが提供するチャット機能を利用して顧客からの既発債の購入について情報交換を行い、2社のうち一方が、他方が顧客に提示したとするスプレッド（注）よりも大きいスプレッドを提示することにより、他方が当該取引を受注できるようにする旨を合意した。 （注）米国ドル建て国際機関債の利回りとは、当該債券と償還期間が同程度の米国債の利回りとの差をいう。スプレッドが大きいほど当該債券の価格は低下する。	3条後段	H30.3.29

第8表 平成29年度課徴金納付命令等一覧

一連 番号	件 名	内 容	対象事 業者数	課徴金額 (円)	命令年月日
1	東日本旅客鉄道株式会社が発注する接客型制服の販売業者に対する件 平成30年(納)第1号～第4号	J R東日本向け接客型制服の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。(平成30年(措)第1号)	4	1644 万	H30. 1. 12
2	東日本旅客鉄道株式会社が発注する技術型制服及び検修型制服の販売業者に対する件 平成30年(納)第5号～第6号	J R東日本向け技術型制服及び検修型制服の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。(平成30年(措)第2号)	2	325 万	H30. 1. 12
3	東日本旅客鉄道株式会社が発注する盛夏シャツ・ズボンの販売業者に対する件 平成30年(納)第7号～第9号	J R東日本向け盛夏シャツ・ズボンの販売業者が、発注単価を既存の発注単価と同額又はそれ以上の額となるようにし、継続して供給できるようにしていた。(平成30年(措)第3号)	3	645 万	H30. 1. 12
4	西日本旅客鉄道株式会社が発注する制服の販売業者に対する件 平成30年(納)第10号～第14号	J R西日本向け制服の販売業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。(平成30年(措)第4号)	5	1915 万	H30. 1. 12
5	ハードディスクドライブ用サスペンションの製造販売業者に対する件 平成30年(納)第15号～第16号	我が国のHDD製造販売業者向けサスペンションの製造販売業者が、相互に協調し、販売価格を維持する旨を合意していた。(平成30年(措)第5号)	2	10 億 7616 万	H30. 2. 9
6	東京都が発注する二層式低騒音舗装工事の工事業者に対する件 平成30年(納)第17号～第22号	東京都発注の二層式低騒音舗装工事の工事業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。(平成30年(措)第9号)	6	3 億 4064 万	H30. 3. 28
7	東京港埠頭株式会社が発注する舗装工事の工事業者に対する件 平成30年(納)第23号～第26号	東京港埠頭株式会社発注の舗装工事の工事業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。(平成30年(措)第10号)	4	1 億 7619 万	H30. 3. 28
8	成田国際空港株式会社が発注する舗装工事の工事業者に対する件 平成30年(納)第27号～第32号	成田国際空港株式会社発注の舗装工事の工事業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。(平成30年(措)第11号)	6	2 億 5382 万	H30. 3. 28
合 計			32	18 億 9210 万	

第9表 平成29年度に係属していた排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴 訟 提起日	裁判所	判決内容等
1	ルビコン株式 会社による件	アルミ電解コンデンサの販売 価格を引き上げる旨を合意して いた。(課徴金額 10 億 6774 万 円)	28. 9. 23	東京地裁	係属中 (排除措置命令及び課 徴金納付命令取消請求)
2	ニチコン株式 会社による件	アルミ電解コンデンサ及びタ ンタル電解コンデンサの販売価 格を引き上げる旨合意してい た。(課徴金額 36 億 4018 万円)	28. 9. 26	東京地裁	係属中 (排除措置命令及び課 徴金納付命令取消請求)
3	松尾電機株式 会社による件	タンタル電解コンデンサの販 売価格を引き上げる旨合意して いた。(課徴金額 4 億 2765 万 円)	28. 9. 27	東京地裁	係属中 (排除措置命令及び課 徴金納付命令取消請求)
4	奥村組土木興 業株式会社によ る件	東日本高速道路株式会社東北 支社が発注する東日本大震災 に係る舗装災害復旧工事につ いて、受注予定者を決定し、受 注予定者が受注できるようにし ていた。	28. 9. 28	東京地裁	係属中 (排除措置命令取消請 求) 執行停止の申立ては却 下決定 (28. 12. 14) (確 定)
5	常盤工業株式 会社による件	東日本高速道路株式会社東北 支社が発注する東日本大震災 に係る舗装災害復旧工事につ いて、受注予定者を決定し、受 注予定者が受注できるようにし ていた。(課徴金額 5544 万円)	29. 3. 3	東京地裁	係属中 (課徴金納付命令取消 請求)
6	土佐あき農業 協同組合によ る件	なすの販売を受託することがで きる組合員を支部員又は支部園 芸部から集出荷場の利用を了承 された者に限定していたところ、 次のとおり、組合員からなすの販 売を受託していた。 ① 自ら以外の者になすを出荷 したことにより支部園芸部を除 名されるなどした者からなすの 販売を受託しないこととして、 なすの販売を受託していた。 ② 支部員が集出荷場を利用す ることなく農協以外への出荷を 行った場合に徴収される系統 外出荷手数料について、自らの 販売事業の経費(農協職員の人 件費等)に充当していた。 ③ 支部園芸部の定めた罰金等 を収受し、これを系統出荷が行 われたなすに関して自らが控除 する諸掛預り金と同様に販売 事業に係る経費に充てていた。	29. 5. 2	東京地裁	係属中 (排除措置命令取消請 求) 執行停止の申立ては却 下決定(29. 7. 31)(確定)

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴 訟 提起日	裁判所	判決内容等
7	株式会社富士 通ゼネラルに よる件	消防救急デジタル無線機器に ついて、納入予定メーカーを決 定し、納入予定メーカー以外の 者は、納入予定メーカーが納入 できるように協力する旨を合意 していた。（課徴金額 48 億円）	29. 8. 1	東京地裁	係属中 （排除措置命令及び課 徴金納付命令取消請求）

第10表 最近の審判事件数等推移

(単位：件)

年 度			2 5 (注 1)	2 6 (注 2)	2 7	2 8	2 9
審判事件数	前年度からの繰越件数		1 5 7	1 6 5	2 7 5	2 6 0	2 4 5
	審判手続開始件数		2 5	1 4 2	1 (注 3)	0	0
	うち排除措置命令審判事件		1 2	7 2	1	0	0
	うち課徴金納付命令審判事件		1 3	7 0	0	0	0
	年度内審判係属事件数		1 8 2	3 0 7	2 7 6	2 6 0	2 4 5
審決件数	平成 1 7 年改正前 の独占禁 止法によ るもの	課徴金の納付を命ずる審 決等	7	0	0	0	0
	平成 1 7 年改正後 の独占禁 止法によ るもの	排除措置命令に係る審判 請求棄却審決等	3	1 5	7	6	3 3
		課徴金納付命令に係る審 判請求棄却審決等	5	1 8	9	8	3 3
	合 計		1 5	3 3	1 6	1 4	6 6
次年度への繰越し			1 6 5	2 7 5	2 6 0	2 4 5 (注 4)	1 7 8 (注 5)

(注 1) 平成 2 5 年度においては、岩手県発注の建築一式工事の入札談合に係る課徴金審判事件について 7 件の審決があり、同事件の全ての被審人に対する審判手続が終了した（これにより、平成 1 7 年改正前の独占禁止法に基づく課徴金審判事件は全て終了した。）。また、同年度中に 2 件の審判請求取下げがあった。このため、平成 2 5 年度における次年度への繰越件数は、1 6 5 件となる。

(注 2) 平成 2 6 年度における審決のうち 1 件は、当委員会がエア・ウォーター㈱に対して行った課徴金納付命令について、同社から審判請求がなされ、当委員会がこれを棄却する審決を平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日付けで行ったところ、東京高等裁判所において当該審決を取り消す判決がなされたことを受け、改めて、当該課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決を行ったものであるため、審判事件数には算入していない。

(注 3) 平成 2 7 年度においては、審判手続を開始した事件はなく、1 件の審判再開を行った（一般社団法人日本音楽著作権協会に対する件）。

(注 4) 平成 2 8 年度においては、1 4 件の審決を行ったほか、1 件の審判請求取下げがあった（一般社団法人日本音楽著作権協会に対する件）。このため、平成 2 8 年度における次年度への繰越件数は、2 4 5 件となる。

(注 5) 平成 2 9 年度においては、6 6 件の審決を行ったほか、1 件の審判請求取下げがあった（NTN株式会社に対する件）。このため、平成 2 9 年度における次年度への繰越件数は、1 7 8 件となる。

第 1 1 表 平成 2 9 年度審決一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	審決の内容	関係法条等	審決年月日
1 ～ 45 *	23 (判) 8～52	植野興業株式会社ほか 22 名に対する件	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 5 億 1810 万円 (23 社合計) 被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	旧法 66 条 2 項(3 条後段, 7 条の 2)	29. 6. 15 (排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決)
46 ～ 66 *	23 (判) 53～57, 59～69, 71～75	株式会社飯塚工業ほか 10 名に対する件	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 2 億 511 万円 (10 社合計) 被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	旧法 66 条 2 項(3 条後段, 7 条の 2)	29. 10. 4 (排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決)

(注 1) 「一連番号」欄に「*」を付したものは、被審人の全部又は一部から審決取消請求訴訟が提起されたものである(平成 2 9 年度に係属していた審決取消請求訴訟の経過については第 1 2 表参照)。

(注 2) 平成 2 5 年改正法による改正前の独占禁止法を「旧法」という。

第 1 2 表 平成 2 9 年度に係属していた審決取消請求訴訟一覧

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
1	サムスン・エ ス デ ィ ー ア イ ・ カ ン パ ニ ー ・ リ ミ テ ッ ド による 件	【違反行為に係る認定】 国内及び海外の事業者による テレビ用ブラウン管（我が国ブ ラウン管テレビ製造販売業者の 海外現地製造子会社等向けのもの）の価格カルテル事件について、我が国独占禁止法第 3 条後段を適用することができることを認めた。（不当な取引制限〔価格カルテル〕）	27. 6. 19	東京高裁 28. 4. 22	請求棄却判決 （28. 5. 6 上告及び上告受理申立て）
				最高裁 29. 12. 12	上告棄却及び上告不受理決定
2	サムスン・エ ス デ ィ ー ア イ （ マ レ ー シ ア ） ・ ビ ー イ ア ー ル エ イ チ エ ー デ ィ ー に よる 件	【課徴金額に係る認定】 13 億 7362 万円 国内及び海外の事業者による テレビ用ブラウン管（我が国ブ ラウン管テレビ製造販売業者の 海外現地製造子会社等向けのもの）の価格カルテル事件について、我が国独占禁止法第 3 条後段を適用することができ（不当な取引制限〔価格カルテル〕）、その売上額が課徴金の対象となることを認めた。	27. 6. 19	東京高裁 28. 1. 29	請求棄却判決 （28. 2. 10 上告及び上告受理申立て）
				最高裁	29. 11. 28 上告棄却及び上告受理決定 29. 12. 12 上告棄却判決
3	M T 映像ディ ス プ レ イ 株 式 会 社 ほ か 3 名 による 件	【違反行為に係る認定】 国内及び海外の事業者による テレビ用ブラウン管（我が国ブ ラウン管テレビ製造販売業者の 海外現地製造子会社等向けのもの）の価格カルテル事件について、我が国独占禁止法第 3 条後段を適用することができることを認めた。（不当な取引制限〔価格カルテル〕） 【課徴金額に係る認定】 17 億 9724 万円（3 社合計） 前記国内及び海外の事業者によるテレビ用ブラウン管の売上額が課徴金の対象となることを認めた。	27. 6. 19	東京高裁 28. 4. 13	請求棄却判決 （28. 4. 26 上告受理申立て）
				最高裁 29. 12. 12	上告不受理決定

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
4	積水化学工業 株式会社による件	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、塩化ビニル管等の販売価格を引き上げる旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔価格カルテル〕)	28. 3. 24	東京高裁 29. 6. 30	請求棄却判決 (29. 7. 13 上告及び上告受理申立て)
		【課徴金額に係る認定】 79 億 6532 万円 被審人が違反行為により販売した塩化ビニル管等の売上額を課徴金の対象として認めた。		最高裁 30. 1. 23	上告棄却及び上告不受理決定
5	積水化成品工業株式会社ほか 1 名による件	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、EPS工法採用工事で使用されるEPSブロックについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔受注調整〕) 【課徴金額に係る認定】 8267 万円 (2 社合計) 被審人らが違反行為により受注したEPSブロックの売上額を課徴金の対象として認めた。	29. 3. 10	東京高裁 30. 3. 23	請求棄却判決 (上訴期間中)
6	カネカケンテック株式会社ほか 1 名による件	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、EPS工法採用工事で使用されるEPSブロックについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔受注調整〕) 【課徴金額に係る認定】 2873 万円 (2 社合計) 被審人らが違反行為により受注したEPSブロックの売上額を課徴金の対象として認めた。	29. 3. 10	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
7	株式会社飯島 工事ほか 1 名 による件	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 2163 万円 (2 社合計) 被審人らが違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	29. 7. 12	東京高裁	係属中
8	株式会社天川 組による件	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 1866 万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	29. 7. 13	東京高裁	係属中

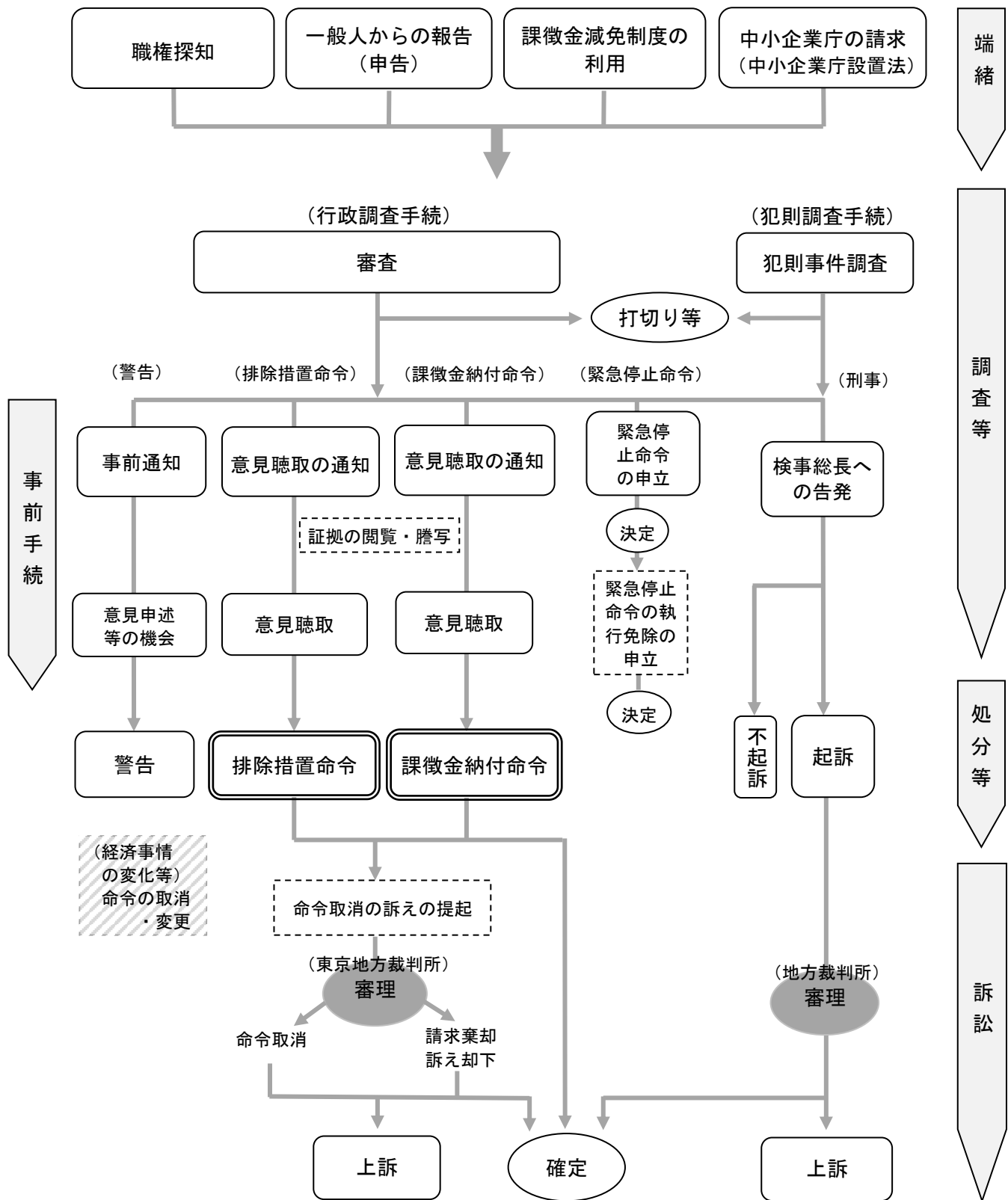
一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
9	三森建設株式 会社による件	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 1434 万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	29. 7. 13	東京高裁	係属中
10	天川工業株式 会社ほか 8 名 による件	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 1 億 5922 万円 (9 社合計) 被審人らが違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	29. 7. 14	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
11	株式会社廣川 工業所による 件	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 2772 万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	29. 7. 18	東京高裁	係属中
12	植野興業株式 会社ほか 7 名 による件	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 2 億 4973 万円 (8 社合計) 被審人らが違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	29. 7. 18	東京高裁	係属中

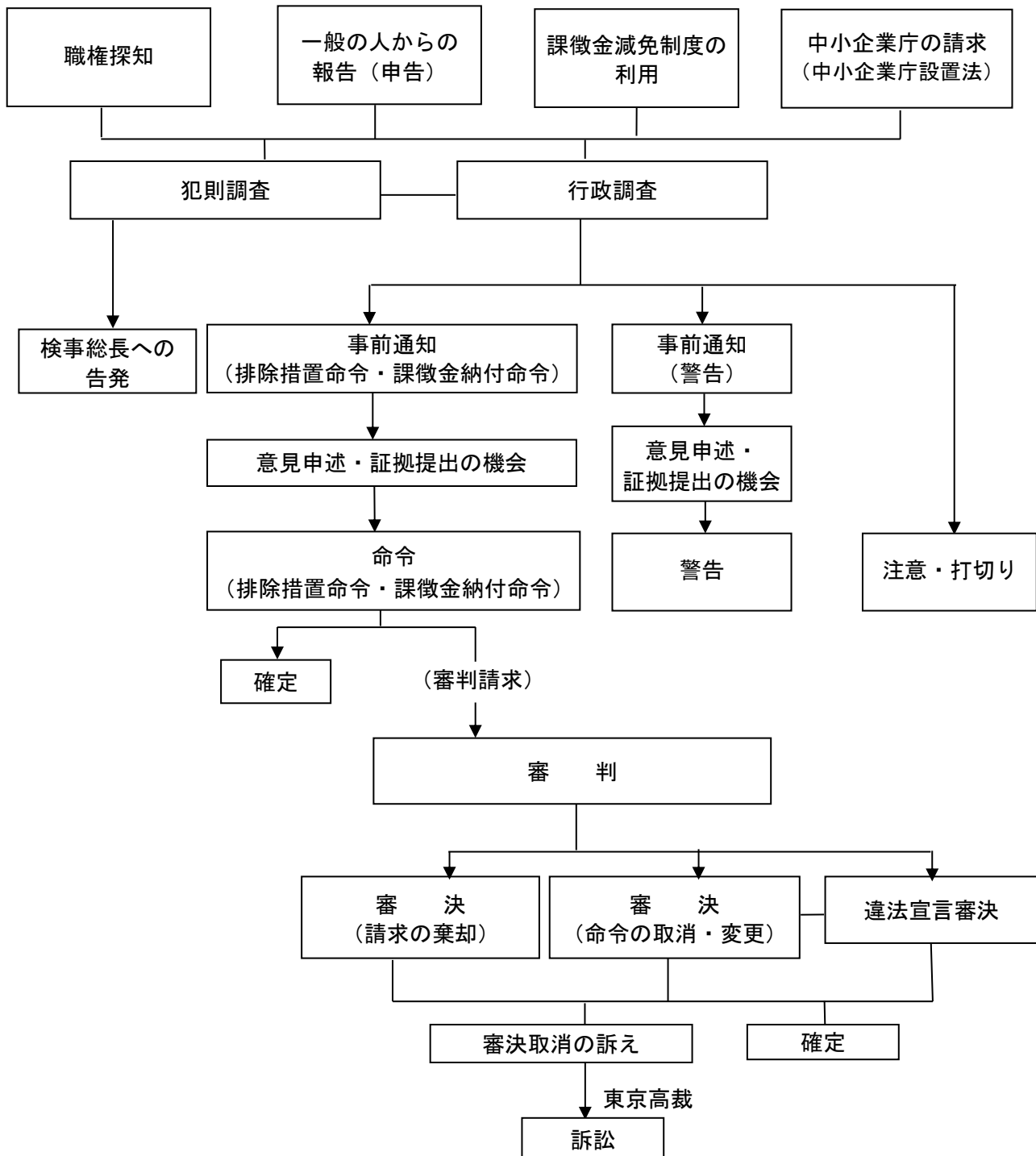
一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
13	友愛工業株式会社による件	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 2631 万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	29. 11. 1	東京高裁	係属中
14	株式会社中村工務店による件	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 3245 万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	29. 11. 2	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
15	飯塚工業株式 会社ほか 5 名 による件	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 1 億 1975 万円 (6 社合計) 被審人らが違反行為により受注した山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	29. 11. 2	東京高裁	係属中

【独占禁止法に基づく手続】



【独占禁止法に基づく手続（平成１８年１月４日以後平成２７年３月３１日まで）（注）】



（注） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第１００号）の施行（平成２７年４月１日）により審判手続は廃止された。ただし、同改正法附則第２条の規定により、平成２７年３月３１日までに同改正法による改正前の独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令又は課徴金納付命令に係る通知があった場合には、なお従前の例によることとされている。

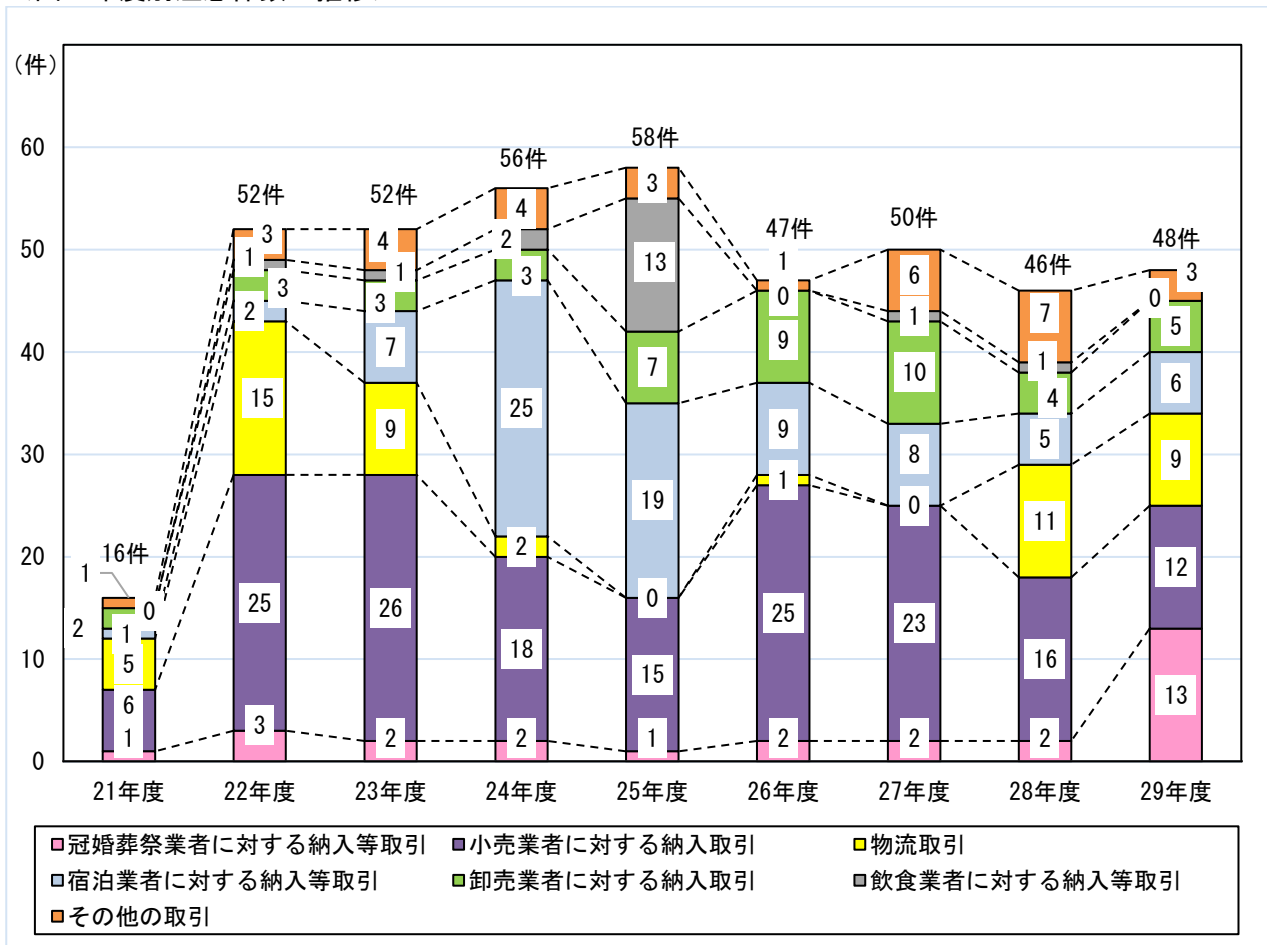
平成29年度における優越タスクの取組状況

第1 処理の状況

1 処理概況

公正取引委員会は、平成21年に、「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスク」という。）を審査局内に設置し、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。平成29年度においては、優越タスクを活用して、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして、48件の注意を行った。

＜図：年度別注意件数の推移＞



2 注意の件数及び内容

- (1) 注意を行った48件を取引形態別にみると、上図のとおり、冠婚葬祭業者に対する納入等取引が13件と最も多く、次いで小売業者（スーパーマーケット、ホームセンター等）に対する納入取引が12件、物流取引が9件、宿泊業者に対する納入等取引が6件、卸売業者に対する納入取引が5件、その他の取引が3件となっている。
- (2) 注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、下表のとおり、冠婚葬祭業者に対する納入等取引については、「購入・利用強制」が

26件中10件と最も多く、次いで「協賛金等の負担の要請」が7件となっている。

また、小売業者に対する納入取引については、「従業員等の派遣の要請」が31件中11件と最も多く、次いで「協賛金等の負担の要請」が8件となっている。

さらに、物流取引については、「減額」が17件中6件となっており、次いで「支払遅延」が4件となっている。

なお、取引形態に関係なく、優越タスクにおいて注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「購入・利用強制」が24件と最も多く、次いで「協賛金等の負担の要請」が22件となっている。

<表：注意事項の行為類型一覧>

(単位：件)

取引形態 行為類型	冠婚葬祭業者 に対する 納入等取引	小売業者に 対する 納入取引	物流取引	宿泊業者に 対する 納入等取引	卸売業者に 対する 納入取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	10	5	1	6	1	1	24
協賛金等の負担の要請	7	8	1	1	4	1	22
従業員等の派遣の要請	1	11	0	0	0	0	12
その他経済上の利益の 提供の要請	6	1	0	1	0	1	9
返品	1	4	0	0	0	1	6
支払遅延	0	0	4	1	0	0	5
減額	0	2	6	0	0	0	8
取引の対価の一方的決 定	0	0	2	0	0	0	2
その他	1	0	3	0	0	0	4
合計	26	31	17	9	5	4	92

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(48件)と行為類型の内訳の合計数(92件)とは一致しない。

(3) 優越タスクが注意した主な事例は別紙のとおりである。

第2 効率的・効果的な処理

1 効率的な処理

(1) 優越タスクにおいては、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報に基づいて、一元的に当該行為類型に特化した調査を行うことで事例や処理方法の蓄積を図り、これを積極的に活用することにより、優越的地位の濫用事案を効率的に処理できるようにしている。

なお、下請法に基づき勧告又は指導した関係事業者についても、必要に応じ、下請法上の下請事業者該当しない取引先に対する行為について更なる調査を行い、独占禁止法上の優越的地位の濫用行為につながるおそれがみられた場合には、注意を行っている。

(2) 平成29年度に優越タスクにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約41日であった(前年度は約36日)。

2 効果的な処理

優越タスクにおいては、関係事業者に対し、優越的地位の濫用行為として違反につながるおそれがあるとして注意を行うに際しては、職員が関係事業者の事務所に直接出向き、又は、関係事業者を公正取引委員会に招致して、小売業者に対する納入取引の事案であれば仕入れ等の責任者（担当取締役等）と面談を行っている。

この関係事業者との面談では、パンフレット等を用いて、優越的地位の濫用行為が禁止されている趣旨、目的等を詳細に説明し、これらについて十分理解を得ることとしている。

さらに、優越タスクでは、過去に注意を行った事案のフォローアップ調査を行っているところ、関係事業者の取引先事業者からのヒアリングにおいて取引環境の改善がみられるなど、過去の注意による効果が確認できている。

また、優越タスクの調査を契機に関係事業者がグループ会社の状況も含めて優越タスクに報告することにより、当該関係事業者のみならず、グループ会社の改善が図られたものもあった。

別紙

優越タスクが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

1 冠婚葬祭業者に対する納入等取引

購入・利用強制

- (1) 冠婚葬祭業を営むAは、購買担当者から、取引先事業者に対し、Aの運営する施設において開催するイベントのチケット、Aが販売する仏具関連商品及びお節料理の購入を要請していた。
- (2) 冠婚葬祭業を営むBは、代表取締役等名義の要請文書等により、取引先事業者に対し、Bが販売するお中元商品、お歳暮商品及びお節料理の購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (3) 冠婚葬祭業を営むCは、取引先事業者に対し、ゲートボール大会の運営費の一部に充てるための協賛金の負担を要請していた。
- (4) 冠婚葬祭業を営むDは、葬儀施設又は婚礼施設の新規オープンに際し、取引先事業者に対し、当該施設を装飾する生花の購入費用に充てるための協賛金の負担を要請していた。

従業員等の派遣の要請

- (5) 冠婚葬祭業を営むEは、葬儀施設の内覧会に際し、取引先事業者に対し、駐車場の誘導を行わせるため、従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担することなく、従業員等の派遣を要請していた。

その他経済上の利益の提供の要請

- (6) 冠婚葬祭業を営むFは、取引先事業者に対し、紹介手数料等の対価を支払うことなく、婚礼、葬儀等の顧客や、互助会、保険等への入会者を紹介するよう要請していた。
- (7) 冠婚葬祭業を営むGは、取引先事業者に対し、Gの運営する施設において開催するブライダルフェア等で使用するお土産や景品を無償で提供するよう要請していた。

2 小売業者に対する納入取引

購入・利用強制

- (1) 食品スーパーマーケット業を営むHは、購買担当者から、取引先納入業者に対し、

Hが販売する恵方巻，うなぎの蒲焼，クリスマスケーキ及びお節料理の購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (2) ホームセンター業を営むIは，取引先納入業者に対し，算出根拠等を明確にすることなく，初売り時に行う餅つき大会等のイベント費用，アドバルーン設置費用等に充てるための協賛金の負担を要請していた。
- (3) 食品スーパーマーケット業を営むJは，取引先納入業者に対し，算出根拠等を明確にすることなく，チラシ作成，値引き費用等に充てるための協賛金の負担を要請していた。

従業員等の派遣の要請

- (4) ドラッグストア業を営むKは，店舗の新規開店，改装開店及び移転に際し，取引先納入業者に対し，当該納入業者が納入した商品であるか否かを問わず商品の陳列作業等を行わせるため，従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担することなく，従業員等の派遣を要請していた。
- (5) 食品スーパーマーケット業を営むLは，店舗の新規開店及び改装開店に際し，取引先納入業者に対し，当該納入業者が納入した商品であるか否かを問わず商品の陳列作業等を行わせるため，請求のなかった取引先納入業者に対して従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担することなく，従業員等の派遣を要請していた。

返品

- (6) 食品スーパーマーケット業を営むMは，取引先納入業者に対し，店舗の改装や閉店の際に売れ残った商品について，あらかじめ返品対象商品や返品時期といった具体的な返品条件を定めることなく，また，返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく，返品を要請していた。

減額

- (7) ホームセンター業を営むNは，店舗の改装や棚替えによって棚から外れた商品の値引き販売に際し，取引先納入業者に対し，当該値引き販売による利益減少分を確保するため，「処分費」の名目で納入代金から減額するよう要請していた。

3 物流取引

支払遅延

- (1) 建設工事業を営むOは，請求書の処理を放置し，取引先物流事業者に対し，あらかじめ定めた支払期日までに運送代金を支払っていなかった。

減額

- (2) リサイクル業を営むPは、取引先物流事業者に対し、Pの業績悪化に伴う収益改善のため、毎月の運送代金に数パーセントを乗じて得た額を減額するよう要請していた。
- (3) 木材・木製品製造業を営むQは、運送代金の支払方法を手形払から銀行振込払に変更した取引先物流事業者に対し、運送代金から手形割引料相当額を減額するよう要請していた。

取引の対価の一方的決定

- (4) 物品賃貸業を営むRは、取引先物流事業者に対し、実走距離よりも短い直線距離によって運送代金を計算し、本来支払うべき運送代金に比べて低い額の運送代金を一方的に決定していた。

その他

- (5) 木材・木製品製造業を営むSは、取引先物流事業者に対し、期間131日の手形を交付していた。
- (6) 木材・木製品製造業を営むTは、取引先物流事業者に対し、構造材等をTの下からTの顧客の下まで運送することを発注内容としているところ、T又は顧客の都合により待機させ、発注内容を変更したにもかかわらず、無償で待機するよう要請していた。

4 宿泊業者に対する納入等取引

購入・利用強制

- (1) 宿泊業を営むUは、購買担当者から、取引先事業者に対し、Uの運営するホテルにおいて開催するビアガーデンのチケット、Uが販売するお節料理及び当該ホテルの利用券の購入を要請していた。

その他経済上の利益の提供の要請

- (2) 宿泊業を営むVは、取引先事業者に対し、Vの運営するホテルにおいて開催するビッグ大会で使用する景品を無償で提供するよう要請していた。

5 卸売業者に対する納入取引

購入・利用強制

- (1) 食料品の卸売業を営むWは、取引先事業者に対し、Wが販売する加工食品について、数量を指定して購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (2) 機械器具の卸売業を営むXは、周年記念セール等の際し、取引先納入業者に対し、算出根拠等を明確にすることなく、得意先に提供するギフト商品、旅行券及びコンサートチケットの費用に充てるための協賛金の負担を要請していた。

6 その他の取引

協賛金等の負担の要請

- (1) 持ち帰り・配達飲食サービス業を営むYは、取引先納入業者に対し、算出根拠等を明確にすることなく、店頭に掲示するポスター、のぼり等の販促商材の製作費用等に充てるための協賛金の負担を要請していた。

その他経済上の利益の提供の要請

- (2) 娯楽業を営むZは、取引先事業者に対し、社内行事におけるビンゴゲーム等で使用する景品を無償で提供するよう要請していた。

平成 29 年度の IT・デジタル関連分野、農業分野、公益事業分野における取組状況

1 情報提供窓口の運用状況

公正取引委員会は、IT・デジタル関連分野、農業分野、電力・ガス分野における、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を広く受け付けるため、平成 28 年 3 月以降、順次専用の情報提供窓口を設置した。平成 28 年度及び平成 29 年度における各窓口の情報受付件数は以下のとおりである。

当委員会においては、今後各窓口の更なる周知徹底を図るなどして、より効率的な情報収集ができるよう取り組んでいくこととしている。

(件)

		平成 28 年度	平成 29 年度
IT・デジタル関連分野		50	104
農業分野		68	30
電力・ガス分野	電力分野	10	17
	ガス分野	—	13

(注) 各情報提供窓口の設置時期は、IT・デジタル関連分野が平成 28 年 10 月 21 日、農業分野が平成 28 年 4 月 15 日、電力分野が平成 28 年 3 月 7 日、ガス分野が平成 29 年 6 月 7 日である。

2 タスクフォースの取組状況

(1) ITタスクフォース

公正取引委員会は、平成 13 年 4 月、IT・公益事業タスクフォースを設置していたところ、平成 28 年 7 月、同タスクフォースを改組し、「ITタスクフォース」及び「公益事業タスクフォース」（後記(3)参照）に分離し、ITタスクフォースでは、IT・デジタル関連分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に専門的な検討・分析に基づく調査を実施することとしている。

平成 29 年度には、下記のとおり、アマゾンジャパン合同会社による電子商店街の出品者との取引において、その事業活動を制限している疑いについて審査を行い、審査の過程において、同社から違反被疑行為について自発的な措置を講じるとの申出がなされたところ、上記の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了し、事案の概要を公表した。また、アマゾン・サービシズ・インターナショナル・インクから、電子書籍に関する出版社等との間の契約について、自発的な措置の報告を受け、競争への影響に係る懸念を解消するものと認め、その旨公表した。

アマゾンジャパン合同会社が、Amazonマーケットプレイスの出品者との間の出品関連契約において価格等の同等性条件（注 1）及び品揃えの同等性条件（注 2）を定めることにより、出品者の事業活動を制限している疑いがあった。

（注 1）出品者がAmazonマーケットプレイスに出品する商品の販売価格及び販売条件について、購入者にとって、他の販売経路のものとは比べて有利か又は同等のものとする条件。

（注 2）色やサイズ等のバリエーションについて、出品者が他の販売経路で販売している全てのバリエーションを、Amazonマーケットプレイスにも出品する条件。

（平成 29 年 6 月 1 日 事業者からの上記の条件の撤廃等を内容とする措置の申出を受け、審査を終了した旨公表）

アマゾン・サービシズ・インターナショナル・インクが、Amazon.co.jp ウェブサイト上で配信される電子書籍に関する出版社等との間の契約において、出版社等の一般消費者等に対する小売価格を他の電子書籍配信プラットフォームにおける小売価格と同等とすることなどを条件としていた。

（平成 29 年 8 月 15 日 事業者からの上記の条件の撤廃等を内容とする措置の報告を受け、その旨公表）

(2) 農業分野タスクフォース

公正取引委員会は、平成28年4月、農業分野タスクフォースを設置し、同分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に効率的な調査を実施することとしている。

平成29年度には、下記の法的措置及び注意を行った。

ア 法的措置

大分県農業協同組合は、組合員から出荷されたこねぎを「味一ねぎ」の銘柄で共同販売しているところ、同農協以外にこねぎを出荷したことを理由に同農協の事業推進組織である大分味一ねぎ生産部会を除名された組合員5名に対して、「味一ねぎ」に係る販売事業等を利用させない行為を行っている。

(平成30年2月23日 排除措置命令(取引条件の差別取扱い))

イ 注意

阿寒農業協同組合は、組合員に対し、取引上優越した地位にあると認められる可能性があるところ、同農協は、組合員が出荷する農畜産物の出荷量等に応じた賦課金を徴収すること及び組合員が同農協へ出荷を行う場合に徴収する販売手数料から賦課金に相当する額を減額することにより、生乳の取引について、同農協以外へ出荷を開始した組合員1名に対し、金銭的不利益を課しており、独占禁止法違反につながるおそれがあった。

(平成29年10月6日 注意(優越的地位の濫用))

(3) 公益事業タスクフォース

前記(1)のとおり、公正取引委員会は、公益事業タスクフォースを設置し、公益事業分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に効率的な調査を実施することとしている。

平成29年度には、下記の警告を行った。

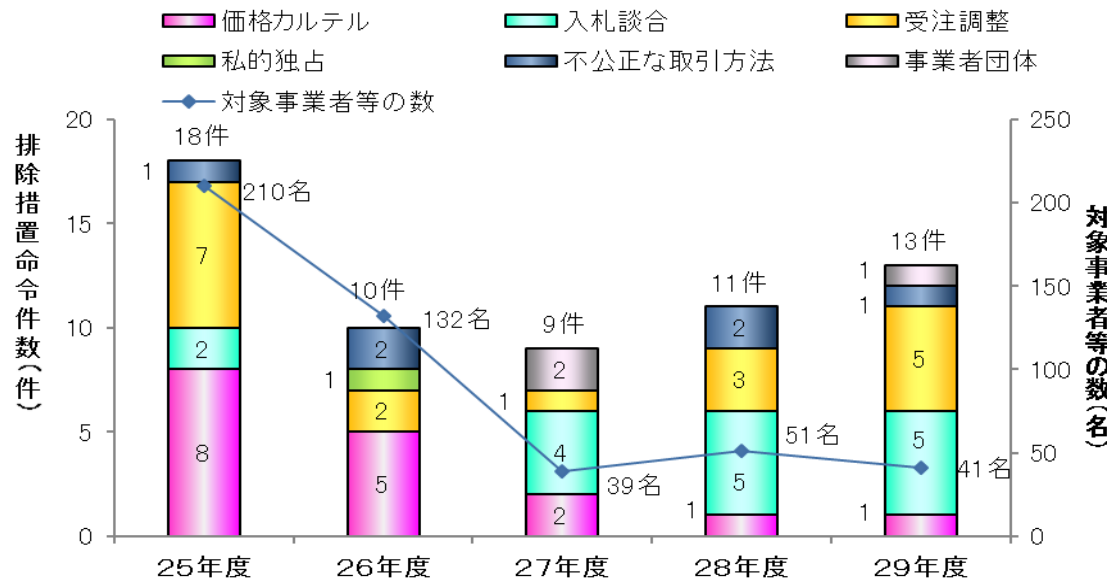
北海道電力株式会社が、新規の需要家に対しては、電気の利用形態に合わせて電気料金が最も安くなることが見込まれる料金メニューを適用する一方で、戻り需要家(同社と契約を締結していた需要家で、同社以外の新電力との契約に切り替えた後、再び同社に契約を求める者)には、1年間は標準的な料金メニューのみを適用しており、独占禁止法違反のおそれがあった。

(平成29年6月30日 警告(差別対価))

平成29年度における 独占禁止法違反事件の処理状況 (概要)

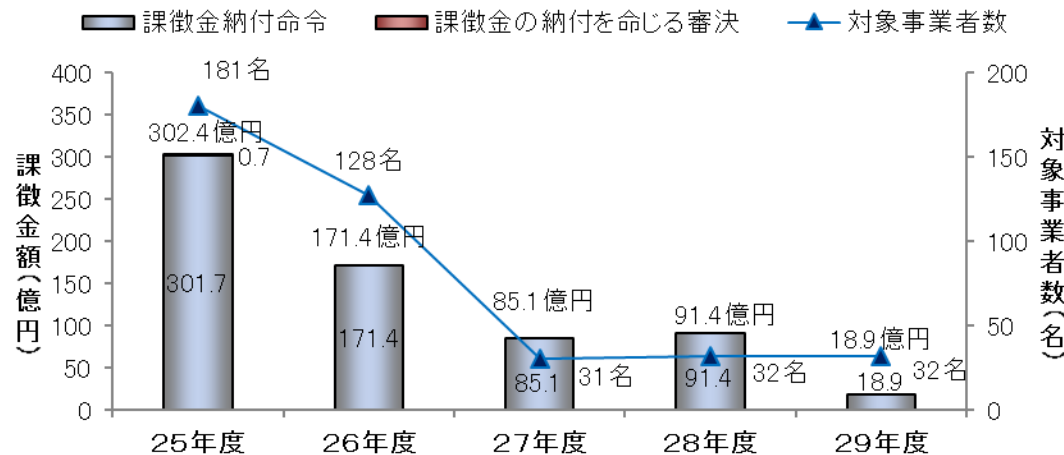
平成30年5月23日
公正取引委員会

◆ 排除措置命令は13件



排除措置命令のほか、
刑事告発1件、
違反行為を認定(除斥期間を経過)1件、
警告3件、
注意・公表1件、
事業者の自発的な改善措置を公表した
もの2件
の処理を行った。

◆ 課徴金額は約19億円



行為類型	件名等
価格カルテル	ハードディスクドライブ用サスペンションの製造販売業者に対する件（平成30年2月排除措置命令）
入札談合	・東京都が発注する個人防護具の入札参加業者らに対する件（平成29年12月排除措置命令2件） ・東京都, 東京港埠頭株式会社又は成田国際空港株式会社が発注する舗装工事の工事業者に対する件（平成30年3月排除措置命令3件）
受注調整	・東日本旅客鉄道株式会社又は西日本旅客鉄道株式会社が発注する制服の販売業者に対する件（平成30年1月排除措置命令4件） ・東日本電信電話株式会社が発注する作業服の入札参加業者らに対する件（平成30年2月排除措置命令）
不公正な取引方法	大分県農業協同組合に対する件（平成30年2月 排除措置命令）
事業者団体	公益社団法人神奈川県LPガス協会に対する件（平成30年3月排除措置命令）

電力会社による 差別的な電気料金設定

(他の電力会社に契約を切り替えた後、再度元の電力会社と契約する需要家には、1年間は標準的な料金メニューのみを適用)

食品スーパーによる 野菜の1円販売

農協による、農協以外に生乳を出荷する組合員に対する金銭的不利益の賦課

電子商店街運営事業者による 出品者への事業活動の制限

(価格や品揃えなどについて、他の電子商店街等より有利又は同等にするよう条件付け)

外国所在の金融機関による 米国ドル建て国際機関債の 取引に係る受注調整

警告

注意

事業者からの自発的な改善措置の申出を受け審査終了

違反行為は認められたが、違反行為がなくなっているため5年が経過しているため審査終了

事案の内容を踏まえつつ、各事案について速やかに競争秩序を回復

独占禁止法や競争政策上の問題点を広く周知

公正かつ自由な競争の維持促進

◆ 平成29年度に公正取引委員会が取り扱った事案において対象
となった商品・役務

デジタル・プラット
フォーム

拘束条件付取引

ハードディスク
ドライブ用
サスペンション
価格カルテル

JR東海
が発注する
リニア新幹線
建設工事

受注調整

東京都等
が発注する
舗装工事

入札談合

電力

差別対価

こねぎ

取引条件の
差別取扱い

米国ドル建て
国際機関債

受注調整

東京都
が発注する
個人防護具

入札談合

LPガス

事業者団体による
入会制限

野菜

不当廉売

JR東日本又は
JR西日本
が発注する制服

受注調整

NTT東日本
が発注する
作業服

受注調整

生乳

優越的地位の
濫用

- ◆ 優越的地位の濫用行為には厳正に対処するほか、未然防止の観点から効率的かつ効果的に処理
 - 「優越的地位濫用事件タスクフォース」による調査
⇒ 問題の見られた冠婚葬祭業者，小売業者，卸売業者等に注意

年度 (平成)	25	26	27	28	29
注意件数	58件	47件	50件	46件	48件

◆ 未然防止の観点からの迅速な対処

- 酒類, 石油製品, 家電製品等の小売業に係る申告は,
原則2か月以内に処理する方針
- 不当廉売につながるおそれがある事案に対し注意

年度 (平成)	25	26	27	28	29
酒類	847件	635件	490件	420件	96件
石油製品	452件	326件	341件	732件	352件
家電製品	29件	3件	3件	1件	4件
その他	38件	18件	7件	2件	5件
合計	1, 366件	982件	841件	1, 155件	457件

I T・デジタル関連分野における独占禁止法違反被疑行為に係る取組

I Tタスクフォース の設置

I T・デジタル関連分野に おける情報提供窓口の設置 (平成28年10月21日)

- アマゾンジャパン合同会社が、Amazonマーケットプレイスの出品者との間の出品関連契約において価格等の同等性条件(注1)及び品揃えの同等性条件(注2)を定めることにより、出品者の事業活動を制限している疑いがあった。

(注1) 出品者がAmazonマーケットプレイスに出品する商品の販売価格及び販売条件について、購入者にとって、他の販売経路のものとは比べて有利か又は同等のものとする条件。

(注2) 色やサイズ等のバリエーションについて、出品者が他の販売経路で販売している全てのバリエーションを、Amazonマーケットプレイスにも出品する条件。

⇒ アマゾンジャパン合同会社から、上記の条件の撤廃等を内容とする措置の申出
(平成29年6月1日公表)

- アマゾン・サービシズ・インターナショナル・インクが、Amazon.co.jpウェブサイト上で配信される電子書籍に関する出版社等との間の契約において、出版社等の一般消費者等に対する小売価格を他の電子書籍配信プラットフォームにおける小売価格と同等とすることなどを条件としていた。

⇒ アマゾン・サービシズ・インターナショナル・インクから、上記の条件の撤廃等を内容とする措置の報告(平成29年8月15日公表)

農業分野における独占禁止法違反被疑行為に係る取組

農協ガイドライン
の策定

農業分野タスク
フォースの設置

農業分野における
情報提供窓口の
設置

(平成28年4月15日)

- 大分県農業協同組合が、こねぎの販売受託について、同農協以外に出荷を行った組合員に対し、味一ねぎに係る販売事業及び集出荷施設に係る利用事業を利用させない行為を行っている。
⇒ 排除措置命令(平成30年2月23日)
- 阿寒農業協同組合が、生乳の取引について、同農協以外へ出荷を開始した組合員1名に対し金銭的不利益を課しており、独占禁止法違反につながるおそれがあった。
⇒ 注意(平成29年10月6日)

電力分野における独占禁止法違反被疑行為に係る取組

電力ガイドライン
の策定

公益事業タスク
フォースの設置

電力分野における
情報提供窓口の
設置

(平成28年3月7日)

- 北海道電力株式会社が、新規の需要家に対しては、電気の利用形態に合わせて電気料金が最も安くなることが見込まれる料金メニューを適用する一方で、戻り需要家(同社と契約を締結していた需要家で、同社以外の新電力との契約に切り替えた後、再び同社に契約を求める者)には、1年間は標準的な料金メニューのみを適用しており、独占禁止法違反のおそれがあった。

⇒ 警告(平成29年6月30日)

平成29年度における独占禁止法違反事件の処理状況について(ポイント)

国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整に厳正に対処(課徴金額約19億円)

○価格カルテル

- ◆ ハードディスクドライブ用サスペンションの製造販売業者による価格カルテル事件
(平成30年2月 排除措置命令及び課徴金納付命令)

○入札談合・受注調整

- ◆ 東京都が発注する個人防護具の入札参加業者らによる入札談合事件
(平成29年12月 排除措置命令)
- ◆ 東日本旅客鉄道株式会社又は西日本旅客鉄道株式会社が発注する制服の販売業者による受注調整事件
(平成30年1月 排除措置命令及び課徴金納付命令)
- ◆ 東日本電信電話株式会社が発注する作業服の入札参加業者らによる受注調整事件
(平成30年2月 排除措置命令)
- ◆ 東京都、東京港埠頭株式会社又は成田国際空港株式会社が発注する舗装工事の工事業者による入札談合事件
(平成30年3月 排除措置命令及び課徴金納付命令)
- ◆ 米国ドル建て国際機関債の取引を行う外国金融機関による受注調整事件
(平成30年3月 公表)

検事総長への告発

- ◆ 東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る建設工事の競争見積参加業者による受注調整事件
(平成30年3月 告発)

社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処

中小事業者等に不当な不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに迅速に対応

○優越的地位の濫用

- ・ 優越的地位濫用事件タスクフォースによる効率的かつ効果的な審査
(48件の注意)

○不当廉売

- ◆ 食品スーパーを営む小売業者2社によるキャベツ等の野菜の対抗廉売事件
(平成29年9月 警告)
- ・ 酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業について457件の注意

IT・デジタル関連分野、農業分野、公益事業分野における独占禁止法違反被疑行為に係る取組

<IT・デジタル関連分野>

- ◆ アマゾンジャパン合同会社による、Amazon マーケットプレイスの出品者に対する価格や品揃えなどの同等性条件に係る自発的な改善措置の申出
(平成29年6月 公表)
- ◆ アマゾン・サービスズ・インターナショナル・インクによる、電子書籍の出版社等に対する価格などの同等性条件に係る自発的な措置の報告
(平成29年8月 公表)

<農業分野>

- ◆ 大分県農業協同組合による組合員に対する取引条件の差別取扱い事件
(平成30年2月 排除措置命令)
- ◆ 阿寒農業協同組合による組合員に対する優越的地位の濫用事件
(平成29年10月 注意)

<公益事業分野>

- ◆ 北海道電力株式会社による戻り需要家に対する差別対価事件
(平成29年6月 警告)